

平成 30 年 3 月 9 日

株主各位

神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号  
株式会社みなと銀行  
取締役頭取 服部 博明

### 株式交換公告

当行は、平成 29 年 12 月 26 日（火）開催の臨時株主総会において、平成 30 年 4 月 1 日（日）を効力発生日として、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ（本店所在地 大阪府中央区備後町 2 丁目 2 番 1 号）を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

本株式交換に伴い、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、当行株式の買取請求権を行使される株主さまは、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、当行に対して、書面により、その旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

このご通知をいただく際には、株主さまが当行株式を預託されている口座管理機関（証券会社等）の名称及び加入者口座コード並びに株主さまのご連絡先の電話番号も必ずご記載ください。

さらに、このご通知にあたっては、株主さまが当行株式を預託されている口座管理機関に対して、個別株主通知のお申し出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記当行指定口座への振替の申請を、併せて行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、平成 30 年 3 月 30 日（金）までに下記当行指定口座への振替が完了していない場合には、株式の振替手続の実務上、株式買取請求権を行使していただくことができないおそれがあります。具体的に振替に必要となる期間は口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

この取扱いは、株式買取請求権の行使ができなくなる事態を避け、株主さまの権利行使の確実性を確保するものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

上記手続きについてご不明な点は、三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（電話：0120-782-031）までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

### 記

振替先口座（買取口座）管理機関： 三井住友信託銀行株式会社  
口座名義人： 株式会社みなと銀行  
当行の加入者口座コード： 002947306460969000030

以 上